

「食品表示部会 栄養表示に関する調査会 報告書（案）」
に関するコメントペーパー

日本生活協同組合連合会
品質保証本部
安全政策推進部
鬼武一夫

今回、はじめて栄養表示が義務化されることから当初の制度設計は慎重におこなうべきではないか。
一度法制化されると改定は困難なものとなる。

報告書における検討課題の結論として、「方向性がとりまとめられた」ないし、「方向性が示された」と結論付けられている。しかし、弊会としてはオブザーバーとして参加し、審議を聞くにあたって、以下（四角囲い）の課題について調査会の結論としては答えが出ていないものと考える。

食品表示一元化検討会（2011/9/30-2012/8/3）においても義務化に際しての審議では委員間のコンセンサスを
得るのにかなりの時間を有したことは事実であり、本調査会で明確な結論が出ていないことを
あたかもまとまったように報告書に記載することは問題である。なお、結論がでていないこと
に関しては、これまで議案毎に審議した調査会議事録を読み返しても明白である。

記述は正確にすべきであるし（方向性が示されたが、調査会での結論は得られなかったものがある）、
コンセンサスが取られていないまま決まったこととするのは、民主的な議事運営とはいえない。

また、事業者の実効性なども考えた場合、議決を多数決で決めるというような決め方では実行可能性に
問題が出ることも考えられるし、消費者の不利益が生じるかもしれない。決まらなかったことは
決まらなかったこととして食品表示部会に正確に報告し、実態を把握などの再調査の上で、再度検討
をおこなうなどの対応をすべきではないか。

なお、第27回食品表示部会（2013/11/28）では、必要に応じて部会で審議することを大前提として
調査会を進めていくことが確認されたはずである。

- 1-2 義務化の対象成分について
- 1-3 ナトリウムの表示方法について
- 2-3 栄養表示の対象事業者について
- 3-1 栄養成分等の分析方法及び表示単位等について
- 5-2 栄養素等表示基準値に占める割合の表示について
- 6 おわりに

以下、コンセンサスが得られていないと思われる課題についての議事録からの主な意見の抜粋。

1-2 義務化の対象成分について

○池原委員

今回「推奨」を新しく設けられたいとのことですが、推奨はずばり言いますとやめていただきたいと思います。その理由は、要するに事業者にとっては、推奨というのは実質義務と同じになってしまいます。要は流通から、推奨なのになぜやらないの、やってよねと要請をいただければ、これはやらざるを得ません。要するに、推奨は義務と本質的に同意義になってしまいます。ということで、あくまで「義務」と「任意」の2段の構成としていただいて、任意の中をさらに2つに分類することはなく、各成分を単に羅列というか併記していただく、その形にしていきたいと思います。

○河野委員

やはり「任意」のところの「推奨」と「その他」のところ、今後に向けてちょっとわかりにくいのかなというふうに感じております。

○石川委員

非常に大変難しい問題かもしれませんが、ちょっと感想じみた話になりますけれども、これでは本当に日本は何をやっているのみたいな話に世界から見られるのではないのでしょうかという点で非常に不安を持ちますが、その点について、だから推奨、任意の話ではなくて、義務化のほうで議論すべきだろう。

○鬼武

義務 (mandatory) と任意 (voluntary) という2つの表示方法が、海外でもそうなっている。

○澁谷座長

ですから、皆さん10ページの【新基準 (案)】というところを見ていただいて、この事務局のお示ししていただいた案で御賛成いただけますでしょうか。では、お一人反対ということですが、ありがとうございます。それでは、一応これで御了解をいただいたということで進めさせていただきたいと思います。ただ、今、やはりいろいろなお立場で御意見が出ておりますので、またそれはテークノートしておいていただけたらと思います。

1-3 ナトリウムの表示方法について

○池原委員

やはり義務化する以上は、表示は正確で誤解のないものでなければならないと思います。ということで、基本的には「ナトリウム」での表示を基本とするべきだと思っています。要は、食塩ではなくナトリウムこそがこの高血圧の予防などの健康の維持増進に影響を与える栄養成分だからです。あと、食塩相当量だけの表示にすると、例えばミネラルウォーターや飲料など、実際は食塩は入っていないのに食塩が入っていると消費者に誤認されて消費者の混乱を招く。そういった心配もございます。

先ほどミネラルウォーターのお話をしましたけれども、あとは幾つかの食品の中で、やはり実際に食塩を使っていないにもかかわらず「食塩相当量」という表示があることによって、食塩が使われていると誤認される食品というのは幾つか現実的にございます。やはりそういったところの商品については「ナトリウム」で記述するのが本来正しい姿ではないかなと思います。

国際基準との整合の視点でちょっと意見を述べさせていただきたいと思うのですが、先ほど消費者庁のほうからもコーデックスの栄養表示ガイドラインの脚注の話がございましたが、これはコーデックスを含め世界の今の義務の内容を見ますと、最後のページ、16ページにあるとおりで、基本的には「ナトリウム」が主体になっています。

全く同じような議論がコーデックスの中でもされまして、要するに消費者のわかりやすさをとるのか、表示としての正確さをとるのかというところで、やはり表示としての正確さ、「ナトリウム」を表示すべきであるというのが国際的な決定だと理解しております。そういった意味も含めて、最初に申しましたけれども、基本はやはり「ナトリウム」だと思います。ただ、そういった事情があるので、または「食塩相当量」にすることも、要は選択をできるというのは非常に世界的に見ても合理的ではないのかなと考えております。

○河野委員

今回御提案がありました「食塩相当量」というのが、いわゆる消費者の現状からいったら非常にわかりやすい表示なのかなと思っております。

ただ、今、池原委員がおっしゃったように、商品特性というのがあるかだと思います。例えば「ナトリウム」いう形で表記したほうがいいものというのは、私たちにとってメリットがあるものというのは例えばどんなものがあるのでしょうか。それによってその表記の仕方。原則「食塩相当量」で、特性によって「ナトリウム」のほうが消費者にとってメリットがあるというものであれば、それも表記可能という形も選べるのかなと思いました。

基本的に消費者から見るとやはり「食塩相当量」をベースにさせていただいて、商品特性によって「ナトリウム」を選べるという関係にさせていただくほうがわかりやすいかなと思っています。

○宮地委員

私も「食塩相当量」については、例えば欄外に書くというような形も考えられるのかと思います。ですから今、池原委員のおっしゃったいずれかの記載というのが多分わかりやすいのだろうと思います。

○迫座長代理

「食塩相当量」を義務化の表示として「ナトリウム」については任意の中でつけ加えることは可能というレベルにしていていいのではないかなと思っています。

栄養政策としては食塩相当量で全てのを今、指導しておりますし、直接的な患者さんに対しても、それから一般国民に対しての普及啓発活動、こういうふうなものについても「食塩相当量」で行っているという国内事情がございます。

そういう意味で「食塩相当量」を基準とし「ナトリウム」についてどうしても表記が必要であれば、それは任意でしていただくのが望ましいということを再度言わせていただきます。

○澁谷座長

今の全てを変えるという意見と、それから今、出ているのはいずれか。「ナトリウム」で表示をしたほうがいい食品もあるのではないかと、いずれか選べるようにする。もう一つは、ベースはこの「食塩相当量」ということに変えるのだけれども、任意で「ナトリウム」にもできるようにするというような御意見だったかと思います。

ありがとうございました。

御意見がいろいろ出ましたけれども、皆さん 15 ページをちょっとごらんいただいて、15 ページのところの〈新基準（案）のポイント〉で「ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い『食塩相当量』に代える」と、このことについて一応御賛成いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

2-3 栄養表示の対象事業者について

○池原委員

やはりこれは中小企業基本法の定義をそのまま使っていくというのが一番いいのではないかと個人的というか、私は思います。

食品表示法、法律のそのものにも小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響に配慮せよとなっていて、小規模という言葉が使用されているわけですが、それをその中でさらに絞り込んでいく根拠となる合理的な線がなかなかないということであれば、その他の法律などでさまざまな施策に使用されている、唯一の小規模企業者の定義を使用するというのが合理的な判断ではないかと考えます。

消費税の納税を免除するという、要するに栄養表示をやっていくということとつながりが見えないというか、薄いと思うのです。消費税の納税を免除するというものの目的は、当然、事務作業の軽減だと思うのですけれども、その事務作業が具体的に見えているから 1,000 万円という線を引かれたと思うのです。今回、繰り返しになりますけれども、要するにどういったことをやっていくのか見えない中で、消費税はきちんと見えた上でここで線を引こうねという判断だと思うのですけれども、そういったものが見えない中で、そこに線を引ける根拠というものが私には理解できません。

○河野委員

この御提案で私は理解をしたところです。どこかで引かなければいけないのだったら、これは前回よりはるかに説得力があるのだらうと思いました。

○迫座長代理

5 人という数字は先ほど河野委員もおっしゃったように曖昧な根拠だということですが、消費税免除という明確に法で保護されていると言ったらいいのでしょうか、免除されている事業者をその対象として充てるということは非常に合理的な表現ではないか。そういう意味で今回の提案について賛同いたします。

○澁谷座長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、今、2つの意見が出ているかと思いますが、中小企業基本法の20名ということで池原委員が提案されているという理解でよろしいでしょうか。事務局は納税義務の免除の基準ということで、おおむねこれは5人ということで前回の裏づけになる資料という形で御説明をいただいたと思います。池原委員以外の委員の皆さんはいかがでしょうか。一応、事務局の案でいいということでもよろしいでしょうか。それで池原委員の御提案があったということでございます。事務局から何か補足することはございますでしょうか。池原委員以外は皆さん事務局の案でいいということでございますけれども。

3-1 栄養成分等の分析方法及び表示単位等について

○池原委員

今の数値の丸めのところなのですが、これについては今回のペーパーの中に具体的な考え方というか、記載がないと思うのです。

整数については、大きな数字のものについては、違う考え方を原則で採用しているようで、具体的に言いますと、大きいほうから3桁目を四捨五入してその上位2つを有効桁数とする、10未満については小数第1位を四捨五入する、と具体的に定めがある。よって今の話で言うと、整数についても小数第1位を四捨五入するというのであれば、その有効桁数が少なくとも成分表と違うことになります。今回の仕組みとして、有効桁数の考え方はそれでいいのかどうかを明らかにしておく必要があるのではないかと思います。

5-2 栄養素等表示基準値に占める割合の表示について

○立石委員

義務化についての案を示された割合表示を必須とするという方向でやるべきだということで、私は賛成意見を言おうと思っていた・・・

○池原委員

これをいきなり義務化して、しかも消費者が混乱するリスクも高いということですので、こういった具体的な通知によって助走期間を設けていただいて、事業者のほうも準備していくし、消費者のほうもこういったパーセントが具体的にどういうものなのかということをしっかり理解していただく。そういう期間も非常に重要ではないかと思います。

○河野委員

現状は食品単位が任意で決められるという前提である以上、②のような特に強調表示のときにこういった場合がたくさん生じてくる可能性もありますので、義務ということはやはり今の時点では困難かななど思っております。

○迫座長代理

そういう意味で通知等できちんと示していただく、それをもう少し上に載せていただいて、単なる通

知よりもその次の段階ぐらい、ガイドライン等々の中でお示しいただくような形で、よりこういう基準値に占める割合が示されるような方向性を早目にスタートさせていただくというようなところが必要なのではないかと思います。

○石川委員

ここのルールとしては割合表示を必須とする方向性はよしとすべきではないか。その結果、1食分とか、1包装とか、100mlとか、そちらのほうをきちんと整理することによって解決を図るほうが正しい考え方だと思っています。

○板倉委員

少なくとも強調表示するものについては義務化というのは当然のことだと思います。言わせていただければほかのものも当然義務化していただいたほうが、消費者にとってはずっと役に立つことですし、栄養素等表示基準値という言葉自体は非常に難しいですからあれですけれども、一応パーセンテージで比べるということであれば、ある程度は重さとの関係で割り算もできるわけで、それよりもカルシウムが700mgというのを覚えろというほうが、逆に言ったら非常に酷な話だと思いますので、石川委員のお考えに私は賛成させていただきたいと思います。

○迫座長代理

もしそれが可能であるならば、猶予期間等を設けるとか、何らかの形で、特に私も強調表示というのは本来それは多いとか少ないとか、特定のものについて、要素について言ってものですから、割合がわからないというのは望ましくないなと思っています。ですから、そういうことで考えていくと、可能性があるのであれば猶予期間等で配慮をしながら、表示ができる方向に誘導しておくことが必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○澁谷座長

ありがとうございます。そうしましたら、ここのところは結論のところを見ていただいて、まず新基準には規定しないけれども、1食分当たりの表示とあわせて少なくとも栄養強調表示をしようとする栄養成分及び熱量については積極的に割合の表示を行うように、数値等を示すこととするという方向性でいかがでしょうか…

○夏目委員

今までの委員またはオブザーバーの発言を聞いていて、消費者庁のお示したこの結論を、この調査会で合意形成するのは非常に難しいというふうに私自身も受けとめましたので、ここは再度検討をするとか、そういう方向に、もちろん義務化すべきだという御意見があり、片方はこのままいきましょうという御意見もあったようでございますので、そこは結論を一本化しないほうがよろしいのではないかと思います。

以上

議決に関して (第27回食品表示部会議事録抜粋)

平山企画官

まずここ(調査会)の中で御議論いただきまして、その中でさらに必要があれば今、部会長からお話がありましたように、部会がいろんな形で必要な審議をする。かなり細かい審議でございますので、まず調査会の中で鋭意実務的な御審議をいただいた上で、必要に応じてさらに先に進むということではどうかと思っています。これ以外に多分あるかと思うのですけれども、それはその時々によって出るのかなということでございます。

池戸委員

最初の部会での確認のところにもありましたように、とりあえず事務局のほうとしては6月までに現行の基準について整理するというのが最優先というお話でした。ですけれども、非常に重要な課題が幾つか出てくる可能性もあるわけです。それで、その場合はそれをやっていると時間が過ぎてしまうのですけれども、極めて重要な課題であって、もっと時間をかけて別途検討しなければいけないということもあるかと思うのです。それはそれで問題点として整理して、きちんと部会のほうに上げていくという形をとって、言い方も悪いですけれども、割り切った形で現行、現行って何かというと、先ほどからお話しているように、これは法律で、第4条で区分ごとという形でのマトリックスだと思うのですが、そこを最優先で審議するというので、あらためて意思統一すべきだと思います。もちろん、グレーゾーンのところもあるかと思っています。

竹田食品表示企画課長

はい。委員御指摘のとおりだと思っています。